

実用新案は知財 4.0 となり得るか 製品ライフサイクルの短縮化と 実用新案の実効性



ドイツ・欧州弁理士 イェンス・ヴォルトマン*
ドイツ・欧州弁理士 アンネカトリン・ザイフェルト*

要 約

ドイツをはじめとする世界各国には、特許と実用新案の二層からなる技術産業財産権制度が整備されている。このような制度がある国では、実用新案の保護対象に制約のある場合もあるものの（ドイツではプロセスとバイオテクノロジーの発明は対象から除外）、発明者が技術発明を保護する手段としての選択肢が基本的に二つ存在する。実用新案は簡便かつ迅速で安価な保護手段とみなされ、重要性のあまり高くない発明に用いられており、主に中小企業や国内出願人に利用されている。しかし、実用新案と特許の選択は、この二種類の知的財産権に関する従来の認識に囚われることなく、出願人の実際のニーズに応じて決めるべき事項である。本稿では、今日の第四次産業革命の時代にあつては、実用新案が事業の研究開発成果を適切に保護するために最適な知的財産権であるケースが多々あることを明らかにする。並行して特許を出願する必要はなく、コスト面でも有効である。

【キーワード】

実用新案, 製品ライフサイクル, インダストリー 4.0, 第四次産業革命, ヨーロッパ

【学術分野／研究分野】

技術知的財産権の比較研究

目次

1. はじめに
2. 製品ライフサイクルの短期化とその知財への影響
3. 製品ライフサイクル短縮化時代における実用新案のメリットドイツの例
4. EU 加盟国の実用新案制度紹介
5. まとめ

1. はじめに

実用新案制度は、特許と同様に、技術発明を保護する知的財産権として早くから確立され、日本やオーストラリア、ドイツなどをはじめとする多くの国々で採用されている。しかし、先進国の中には、アメリカやカナダ、イギリスなどのように、このタイプの知的財産権が利用できない国もある。ドイツの実用新案制度

は 1891 年に、特許性の厳しい要件を完全に満たさないような「比較的小さな発明」を保護する必要性に対応する目的で導入された⁽¹⁾。ドイツと同様に、欧州域内および域外の数多くの国には、特許か実用新案、時には両者をも出願人が選択できる二層構成の特許制度が現在設けられている。国によって多少の制度の違いはあるものの、実用新案は通常特許よりも容易かつ迅速で安上がりの保護手段と見なされている。後段で詳述するように、このような認識は今なお有効である。これまでのところ実用新案はまた、既存製品の軽微な改善や変更に相当する発明であつて、商業価値がそれほど高くはないものや、その寿命があまり長くないものを主に保護するために適すると考えられている。先進諸国では、実用新案は特に中小企業にとっての重要性がしばしば指摘され、主に国内の発明者が利用する制度といわれる。このような背景から、例えば発展途上国のイノベーションを促進する可能性が実用新案に期待されているのも納得のゆく話である⁽²⁾。その一方で、技術革新の著しいキーテクノロジーの IP 戦略において実用新案を単独の出願形態として利用しようと

* PhD, Zellentin & Partner 特許事務所パートナー

いう動きはほとんど見られない。

一概に言って、特定の状況において特定の知的財産権を出願人が選択する理由に関する実証的データはほとんど存在しない。表1にその一部を示すドイツ特許商標庁（GPTO）が公表したドイツの実用新案および特許に関する最新の統計データ⁽³⁾を見ると、上述したような従来の認識を裏付けるデータはその一部に過ぎない。確かに、実用新案の出願総数は、特許の出願総数を大幅に下回っている。しかし、かなりの数の実用新案が、装置・機械・工具・日常技術品・道具などの従来一般的な技術分野以外で出願されている。機械工学分野は、出願数の割合が実用新案（35.9%、2020年）と特許（41.8%、2020年）でほぼ同じである。そして出願登録された実用新案の13%は電気、12%が光学、7.4%が化学である。さらに、国内出願人の比率は、特許（68%、2020年）と比較して、実用新案（72%、2020年）の方がいくらか高くなっている。欧州域外でドイツ実用新案の出願数が最も多い四カ国を見ると、興味深い傾向が見て取れる。2017年から2020年にかけてアメリカの出願数が三分の一に減り、台湾からの出願は33%の減少となっているのに対して、同期間に日本からの出願は大幅に増加し、中国からの出願数は倍近くになった。後者の両国がドイツ実用新案を今日のIPとして魅力あるものと考えているのは明白である。また、ドイツ国内の出願数が特許（-8.5%）と実用新案（-7.4%）のいずれにおいても2017年から2020年までの期間中に減少していることもわかる。これが新型コロナの世界的流行による影響と言えるのは昨年についてのみである。同時期の欧州特許出願総数は、2017年（165,590件）から2019年（181,532件）へと大幅な増加となっており、2020年（180,250件）は僅か0.7%の減少で前年水準をほぼ維持している。

後述するが、短期の保護を目指し、対象国の選択がマッチするのであれば、欧州特許出願とその後の国内特許権化よりも、複数の国で実用新案を出願する方が費用の面でかなりの魅力があると言って良いだろう。

2. 製品ライフサイクルの短期化とその知財への影響

ここ十年来の急速なデジタル化によって、社会全体が、そして産業界はことさらに根本的な変化に直面し、その状況は今も続いている。労働の世界を大きく変えるインダストリー 4.0⁽⁴⁾が、モノのインターネット（IoT）とも相俟って、製品ライフサイクルの大幅な短期化をもたらした⁽⁴⁾。企業ポートフォリオに長年君臨し続ける“ドル箱”のロングセラー製品がもはや過去のものとなった経済セクターは次第に増えている。新製品を開発し商品化する速度が遅ければ、商品を発売した時には既に競合に遅れを取っている事態になりかねない。新製品投入が加速化している代表的な例は、スマートフォンやコンピュータ、家電などの電気機器分野と自動車業界だが、速度が増しているのは機械工学・プラントエンジニアリング、化粧品、農薬等も同様である。先進諸国では、例えば平均的な自動車のモデルライフがここ十年で八年間から四年間にほぼ半減している⁽⁵⁾。勿論、ライフサイクルの短縮が、初代パソコンが登場した時のようなイノベーションの飛躍的前進を必ずしも意味するわけではないが、短期間で新製品を発表することが今や多数の企業のマーケティング戦略の一部となっている⁽⁶⁾。

上述の状況が知財管理に影響を及ぼすのは必至であり、それは大企業も中小企業も変わりがない。技術の利用可能期間が短くなれば、模倣してもその利益は少なくなり、営業秘密が漏洩する恐れも減少すると考え

表1 2017年と2020年のドイツ国内実用新案・特許出願件数

	出願総件数		国内出願人		国外出願人	
	2020	2017	2020	2017	2020	2017
実用新案	12,323	13,301	8,897 (=72%)	9,481 (=71%)	3,426 CN: 1,052 TW: 403 US: 347 JP: 179	3,820 CN: 555 TW: 602 US: 1,019 JP: 103
特許	62,105	67,905	42,249 (=68%)	46,633 (=69%)	19,856	21,272

(独国内出願および PCT 国内段階)

るなら、製品サイクルの短縮が知的財産権取得よりも、営業秘密の重視につながるはずとの推測も成り立つであろう。ある興味深い分析⁷⁾によれば、特定の条件下ではまさにその逆が起きており、製品サイクルの短縮が特許出願を増やすインセンティブを生む可能性があるという。特許出願活動強化の裏にあるのは、一つの企業が特許出願数を増やした場合、他社も同じ行動に出るのがしごく当然の反応であるというメカニズムである。そうしないと、一社の大量特許取得によって、他社企業は市場から排除されてしまうか、利益が大きく目減りすることになる。大量の出願には、まだ完全に練り切れていないが、将来成功の見込みがあるアイデアが多数出願されることになるという効果が伴う。このモデルには、いわゆる“特許の藪 (patent thickets)⁸⁾”の形成につながる危険もあり、ライセンスによってこのような詰まるところ破壊的なものでしかない競争を制御しようとしている。

以上の状況に照らし、筆者の見解では、審査済みの特許権を取得しても、短期製品サイクルの時代にあっては自社の競争力を維持するには意味がない場合も多いという理由を以下説明する。即ち、権利有効性の実体審査なしで登録される実用新案の方が選択肢として勝る場合があるのである。

3. 製品ライフサイクル短縮化時代における実用新案のメリットドイツの例

製品が短命の時代にあっては、所有権として実用新案が持つ性格が有利となる可能性がある。これは、2018年にユバスキュラ大学（フィンランド）、ハッセルト大学（ベルギー）、ベルリン工科大学（ドイツ）が発表した、ドイツの二層構成特許制度における実用新案の利用状況に関する最近の研究⁹⁾で得られた結果でもある。製品のライフサイクルが短いことで、実用新案が利用される可能性が高まることがわかっている。以下、実用新案が単に“小さな”発明の出願人のためのものではなく、戦略上の選択肢としてあらゆる知財管理体制に有効である理由の概要をまとめる。

迅速な保護

ドイツの実用新案の特長は、登録および権利として完全に行使可能となるまでの期間が2~4ヶ月と短い点である。実用新案は未審査の知的財産権であるので、登録手続に新規性・進歩性・産業利用性などの審

査は必要ない。請求の範囲となっている主題が保護対象から除外されておらず、出願書類に不備がないなど、一定の方式要件が満たされていれば、実用新案は登録される。登録によって、実用新案の所有者はその発明の保護を享受し、該当の発明を実施する第三者に対して権利行使が可能となる（ドイツ実用新案法11条）。特許権者がこのように強力な排除権を得られるのは、場合によっては長期に亘ることもある特許性審査を経て特許査定に至ってからのことである。但し、実用新案には有効性審査がないことから、実用新案無効の主張が奏功し、その結果実用新案が取り消されるリスクも大きくなる点に留意する必要がある。このリスクを最小限に抑えるには、ドイツ特許商標庁に先行技術文献調査請求を行う可能性がある。この請求は出願時に行っても良いし、実用新案の存続期間中であれば随時可能で、料金も250ユーロと実に手頃である。請求を受けたドイツ特許庁^{（訳注2）}は、新規性に係る先行文献を特定し、請求の範囲となっている主題に進歩性があるかどうかを判定する。

製品寿命短縮時代の企業競争力強化には、知的財産権が間違いなく法的に有効であることが重要ではないことも少なくない。多くの場合、特許ないし実用新案を出願する主な目的が先行文献の創出や、競合より先に発明の有効出願日を成立させることにあり、その発明が保護要件を満たしているかどうかの問題は二の次である。未審査の知的財産権に伴う法的不安定性は受け入れる余地があり、返ってそれが有利となることも考えられる。保護期間が特許存続期間の半分でしかない10年間である点についても同様である。実用新案が知的財産権として最適な選択肢となるのは、長期の保護を要さない場合が主である。特許審査手続が完了するよりも早く、次世代の製品が登場するのであれば、実用新案の保護期間が特許よりも短くても問題にはならなくなる。国によって6年~15年（ドイツは10年間）と定められている保護期間でまったく十分である。

費用の安さ

ドイツ実用新案の取得および維持にかかる料金は特許よりも安い。但し、表2の料金比較を見るとわかるように、劇的な差違があるわけではない。これは、特許と実用新案で条件をほぼ同等にして、例えば特許を十年間維持する場合と、先行技術文献調査請求を行っ

表 2 ドイツの実用新案 vs 特許コスト比較⁽¹⁰⁾

実用新案		特許	
出願料・オンライン出願 (クレーム料なし)	€ 30	出願料・オンライン出願 (クレーム 10 項含)	€ 40
調査請求 (任意)	€ 250	審査請求 (調査を含む)	€ 350
4~6 年次登録維持料	€ 210	年金 (3 年次)	€ 70
7~8 年次登録維持料	€ 350	年金 (4~19 年次毎年増加)	€ 90~1,760
9~10 年次登録維持料	€ 530	年金 (20 年次)	€ 1,940
合計 (調査なし)	€ 1,120	合計	€ 13,560
(調査あり)	€ 1,370	(特許維持 10 年)	(€ 1,810)

た場合の実用新案とを比較するとさらによくわかる。しかし、特許の場合には審査段階の通知への対応など、さらなる費用が生じる可能性がある。

保護の対象

ドイツの実用新案は、プロセス⁽¹¹⁾およびバイオテクノロジーの発明⁽¹²⁾を除いて、すべての技術発明を保護の対象としている。重要性の高い発明の多くは物質的な性格のものであることから、このような実用新案の制約を受けることはない。さらに、医学的適用 (第一および第二の医薬用途)⁽¹³⁾を対象とする請求項も保護対象となる。用途クレームも、それが化合物や製品の物性に関するものであれば⁽¹⁴⁾ (例えば化合物の半導体材料としての使用など) 同様である。保護対象としては、機械装置、化学物質および組成物⁽¹⁵⁾、食品・飲料、医薬品、化粧品、洗浄剤、回路、開閉装置

モジュール、チップ、微生物から得られる生成物などが挙げられる。また、プロセスの侵害を立証するよりも、物質クレームや製品クレームの方が、侵害の疑われる製品を解析することによる侵害の立証が容易である。

出願言語の制約なし

ドイツ実用新案の出願はドイツ語以外の言語でも可能である⁽¹⁶⁾。これは第一国出願である場合も該当し、外国語で出願された第一国出願の優先権を主張する出願に限られない。この場合には、出願人は出願から 3 ヶ月以内に翻訳を提出しなくてはならず、翻訳の提出がない場合には出願は取り下げられたものとみなされる。出願を提出できる言語に関する規定はない。いずれにせよ、世界各国の公用語であれば問題はない。開示内容の判断基準となるのは出願書類であり、翻訳

表 3 ドイツの実用新案・特許比較⁽¹⁹⁾

実用新案	特許
新規性・進歩性の実体審査なしで登録	特許性審査 (新規性・進歩性・産業利用性)
登録までの期間は通常 3~4 ヶ月 (2020 年平均 4.2 ヶ月)	特許査定までの期間は数年間 (2020 年では審査請求から特許査定まで平均 3.0 年)
プロセスとバイオテクノロジーの発明を除く 技術的発明が対象	すべての技術的発明が保護対象
保護期間 10 年	保護期間 20 年
公告後は行使可能	(完全に) 行使可能となるのは査定登録後
先行技術： - すべての (書面) 公開情報 (全世界) - ドイツ国内の公然実施	先行技術： - すべての公開情報 (書面・口頭・全世界) - すべての公然実施
自らの公開・実施に対する 6 ヶ月のグレース ピリオド	グレースピリオドなし
登録後に公告 (請求により出願後 15 ヶ月ま で延期)	出願日/優先日から 18 ヶ月後に公開

ではない。この規定は、ドイツ国外の出願人にとって、ドイツの実用新案が迅速に出願しやすくなる。同様の規定がある国は多く、例えばフランスでは仏特許庁からの通知受領から 2 ヶ月以内に翻訳を提出する必要がある。

グレースピリオド

ドイツの制度では、特許にはない 6 ヶ月のグレースピリオドが実用新案にはあり、その期間中の発明者自身による開示は考慮されない⁽¹⁷⁾。これは、分岐⁽¹⁸⁾された実用新案出願にも適用される。グレースピリオドは優先権主張と累積可能であり、先の特許出願に基づく優先権主張でも構わない。実用新案の分岐元となる特許出願がそれ自体優先権を主張している場合、その優先権基礎出願の出願日から遡って 6 ヶ月前からグレースピリオドは始まる。即ち、第一国特許出願以前に発明を公開しても、その出願日から 6 ヶ月前までの

間であれば、分枝実用新案出願の先行技術とはみなされない。

4. EU 加盟国の実用新案制度紹介

特許制度は欧州各国に整備されており、例外は恐らくバチカン市国ぐらいであろう。また、ヨーロッパで実用新案の出願制度がある国も、ドイツの他多数にのぼり、アルバニア、オーストリア、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペインなどが含まれる。

また、PCT 加盟国 80 カ国以上で、PCT 国際出願による実用新案の保護も利用可能であり、各国の特許庁が発行する国内実用新案か、アフリカ広域知的財産権機関 (ARIPO) の地域官庁またはアフリカ知的財産権機関 (OAPI) 発行の実用新案となる⁽²⁰⁾。

次に、EU 加盟国のいくつかについて実用新案制度

表 4 オーストリア

UM 保護期間上限	出願日から 10 年間 (月末)
UM 登録までの期間	平均 11 ヶ月 (有料早期手続あり)
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自国特許法よりも限定された項目	なし
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自国特許法よりも拡大された項目	あり： 動物の手術方法・治療方法・診断方法
グレースピリオド	あり、6 ヶ月
特許庁による (予備) 審査／調査レポートの可能性	調査レポート必須、費用は出願料に含まれる
UM 保護の公定料金 (10 年間維持)	調査・出願料：€ 186 公開料：€ 135 4~10 年次まで毎年更新料：合計 = € 1,982

UM = 実用新案

表 5 フランス

UM 保護期間上限	10 年間
UM 登録までの期間	約 21 ヶ月以内
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自国特許法よりも限定された項目	なし
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自国特許法よりも拡大された項目	なし
グレースピリオド	なし
特許庁による (予備) 審査／調査レポートの可能性	侵害訴訟では仏特許庁に先行技術調査を請求する必要あり
各種料金	出願料：小団体€ 13, 大団体€ 26 クレーム料：第 11 項から一クレーム€ 21 (小団体)・€ 42 (大団体)

表6 イタリア

UM 保護期間上限	10 年間
UM 登録までの期間	出願日から 24 ヶ月以内。伊特許庁は方式要件審査しか行わない。実用新案無効の主張は侵害訴訟の抗弁として行う。
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自 国特許法よりも限定された項目	物理的形態要件、プロセス・バイオテクノロジー・電子の発明は保護対象外
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自 国特許法よりも拡大された項目	なし
グレースピリオド	なし
特許庁による（予備）審査／調査レポートの可 可能性	なし
UM 保護の公定料金（10 年間維持）	基本料金€50+後半5年の更新料€500（6~10 年次）

表7 スペイン

UM 保護期間上限	10 年間
UM 登録までの期間	6 ヶ月
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自 国特許法よりも限定された項目	物理的形態要件、プロセス・方法は保護対象外
UM 保護対象となる発明の技術分野／種類で自 国特許法よりも拡大された項目	なし
グレースピリオド	なし
特許庁による（予備）審査／調査レポートの可 可能性	なし
UM 保護の公定料金（10 年間維持）	基本料金€74.92+更新料€581

の特徴をリストとして整理する（表4~7参照）。詳細な情報は、2015年に欧州委員会の委託により作成された、EU加盟国の実用新案法制が経済に及ぼす影響に関する調査報告⁽²¹⁾に記載されている。例えば、各国の法的・政治的特徴を比較した概況解説や、調査報告の主眼となっている実用新案制度がイノベーションに与える影響に関する内容が、今なお興味深い。

表8は、受理官庁（RO）に提出した出願のEP地域段階で、国際調査報告（ISR）の作成がEPOでもなく、EP地域段階で調査料金割引対象となる国際調査機関（ISA）でもない場合（例えば、日本国特許庁

に提出された国際出願）の費用をまとめたものである。EPO以外に提出された第一国出願の優先権を主張するEP出願にも同じ料金が適用される。

欧州特許出願では、クレーム16項目以降の一項ごとに課されるクレーム料、即ち50項までは一項245ユーロ、51項目からは一項610ユーロなどの追加料金がかかる場合がある。優先権を主張する国際出願に由来するEP出願の場合は、第三年次の更新手数料の支払はEP段階移行の6ヶ月後となる。次の表9には、3年次から10年次の欧州特許出願更新料をまとめた。EP地域段階移行費用と3年次~5年次の更新料だけで、オーストリア・ドイツ・スペイン・フランス・イタリアで実用新案を10年間維持する総費用を既に上回っている。欧州特許の査定登録後は、年金支払先が該当特許をバリデーション（有効化）した各国の特許庁に変わる。その年金は、相当する実用新案更新料と比べ、例外なく明らかに高い。

また、EPOが国際調査機関（ISA）となっていないEP地域段階出願（日本のPCT出願等）には、補

表8 EP地域段階移行時に生じる費用（ユーロ）⁽²²⁾

料金項目	公定料金
出願料	125
調査料	1,350
審査料	1,700
指定料（全締約国）	610
合計	3,785

表 9 欧州特許出願更新料

更新料	ユーロ	累積料金額
3 年次	490	490
4 年次	610	1,100
5 年次	855	1,955
6 年次	1,019	3,045
7 年次	1,210	4,255
8 年次	1,330	5,585
9 年次	1,450	7,035
10 年次 ^{#)}	1,640	8,675

^{#)} 10 年次以降は固定額

充欧州調査が行われる。2018 年 4 月 1 日以降は、これまで料金の割引が適用されていた日本・米国・中国・オーストラリア・ロシア・韓国の特許庁が国際調査報告を作成した場合の欧州調査料割引がなくなっている⁽²³⁾。

5. まとめ

ドイツをはじめ、二層構成の特許制度を有する国々の多くでは、多くの技術発明に対して、特許出願と実用新案という保護の選択肢が発明者にある。実用新案は、長期の保護を要さない場合に最適な知的財産権の選択肢であり、これは技術革新が著しい技術分野の重要な発明も然りである。製品ライフサイクルの短期化が著しい時代にあっては、国によって 6 年から 15 年と定められた保護期間があればまったく不足はない。さらに、複数の国で並行して実用新案を登録しても、EP 出願を後に同じ国で国内権利化することを考えれば、大幅な費用節減となる。よって、技術革新の著しいキーテクノロジーの IP 戦略において、実用新案は特許に代わる単独の出願形態として検討の価値がある。(翻訳：井上英巳)

(注)

(1) 訳注：ドイツで提唱されたインダストリー 4.0 は、別称第四次産業革命とも呼ばれ、サプライチェーンを通じたデジタル統合が進むことにより、製品開発・設計から製造・販売、さらには IoT を通じて製品の製造・使用状況、保守・管理に亘るまでのデータがリアルタイムで利用可能となり、そのビッグデータが設計に反映される形で製品ライフサイクルが短縮されると共に、顧客の注文データが直接製造ラインに供給されることによる個別製造が可能となって製品の多様化も進む。インダストリー 4.0 構想の詳細については、本稿訳者が JETRO の依頼により和訳したドイツ産業界の「インダストリー 4.0 実現戦略」を参照されたい。[https://www.jetro.](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/c982b4b54247ac1b.html)

[go.jp/world/reports/2015/01/c982b4b54247ac1b.html](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/c982b4b54247ac1b.html)

(2) 訳注：ドイツ特許庁の正式名称はドイツ特許商標庁(Deutsche Patent- und Markenamt (DPMA)/German Patent and Trademark Office (GPTO)) であるが、ドイツ国内で一般にはドイツ特許庁として知られている。

(参考文献)

- (1) Bühring, Gebrauchsmustergesetz, Einleitung zum Gebrauchsmustergesetz (Introduction to the utility model act), published by Carl Heymanns Verlag, 9th edition (2021)
- (2) Uma Suthersanen, Utility Models and Innovation in Developing Countries, UNCTAD-ICTSD Project on IPRs and Sustainable Development, Published by International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) and United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), https://unctad.org/system/files/official-document/iteipc20066_en.pdf
- (3) BIPMZ 2021, 76-89. ドイツ特許商標庁は毎月機関誌 BIPMZ (Blatt für Patent-, Muster- und Zeichenwesen) を発行しており、毎年 2 月号に最新の統計値が掲載される。
- (4) Hamid Yeganeh, An Analysis of Emerging Patterns of Consumption in the Age of Globalization and Digitalization, Fortune Institute of International Business, FIIB Business Review 1-12, DOI: 10.1177/2319714519873748
- (5) Dušan Sabadka et al., Shortening of Life Cycle and Complexity Impact on the Automotive Industry, TEM Journal 8 (4), 1295-1301 (2019), DOI: 10.18421/TEM84-27
- (6) Wissenschaftliche Dienste des Deutschen Bundestags, Zur Diskussion um die Verkürzung von Produktlebenszyklen (Scientific Services of the German Bundestag, On the discussion on the shortening of product life cycles), WD 5-3000-053/16
- (7) P.F.E. Beschorner, Do Shorter Product Cycles Induce Patent Thickets?, ZEW Discussion Papers, No.08-098 Zentrum für Europäische Wirtschaftsforschung (ZEW), Mannheim (2008)
- (8) 前出文献表題にある Patent Thickets (特許の藪) とは、同じ分野で重複する特許が無数に出願され見通しがきかなくなってしまう状況 (= 藪なしジャングル) を言う。
- (9) Jussi Heikkilä & Annika Lorenz, Need for speed? Exploring the relative importance of patents and utility models among German firms, Economics of Innovation and New Technology, 2018, 27: 1, 80-105, DOI: 10.1080/10438599.2017.1310794
- (10) Gebühren und Auslagen des Deutschen Patent- und Markenamts und des Bundespatentgerichts (Stand: 30. August 2021), <https://www.dpma.de/docs/formulare/allgemein/a9510.pdf>
- (11) ドイツ実用新案法 2 条 3 号
- (12) ドイツ実用新案法 1 条 2 項 5 号, ドイツ特許法 1 条 2 項との違い

- (13) 連通裁決 BGH GRUR 2006, Arzneimittelgebrauchsmuster (医薬品実用新案事件)
- (14) 連特裁 (連邦特許裁判所) 決 2018 年 11 月 6 日 - 35W(pat) 412/16, 掲載: Mitt. 2019, 406-Lithiumsilikat-Glaskeramik (ケイ酸リチウムガラスセラミックス事件)
- (15) A. Seifert, J. Wortmann, Chem. Unserer Zeit, 2019, 53, 164-171
- (16) ドイツ実用新案法 4b 条
- (17) ドイツ実用新案法 3 条 1 項 3 文
- (18) ドイツ実用新案法 5 条には, ドイツ国内で効力を有する特許出願について, その出願日から 10 年間, 実用新案を“分岐 (branch-off)”する制度が定められている。分岐された実用新案には, 特許出願の出願日が適用され, 該出願が優先権を主張している場合にはその優先日も実用新案に有効である。
- (19) 前出 3 を見よ。
- (20) PCT Newsletter 04/2018: Practical Advice; https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_042018.html
- (21) A. Radauer et al., Study tendered by the European Commission on the economic impact of the utility model legislation in selected Member States, published: 2015-06-24, doi 10.2873/07203
- (22) 2020 年 4 月 1 日時点の料金, Supplementary publication 3, Official Journal EPO 2020; 現行の料金はそれぞれの場合について EPO のオンライン interactive schedule of fees で閲覧可能。
- (23) Decision of the Administrative Council of the EPO dated 13 December 2017, Official Journal EPO, 2018, A3
- (原稿受領 2021.8.19)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03) 3519-2361(直)
FAX: (03) 3519-2706

